

此むね相そむくにおゐては、かたく罪科に處せらるべきものなり、よつて件の如し。

右かくのごとく御せいたうある上は、面々ひぞうせし猫どもに札をつけてはなち申せば、猫な  
のめならずによろこふで、こゝかしこにとびまはること、ゆさんといひ、ねすみをとるにたより  
あり、程なくねすみをぢおそれてにげかくれけたうつぱりをもはしらず、ありくといへども、さ  
なりもなく、玄のびありきのていなり、かゝるきのうまき事なし、ねがはくは此御法度つゝがな  
くけだひする事なれと、万民かくのごとし。

〔毛利文書百四十七〕一他人のねこはなれたるをつなぎ候儀、一切停止之事○略中

慶長拾三五月十三日

〔閑窓自語〕當家猫靈神事付不<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>盲女於當家中

いつの比にや、猫の怪異とて、よろしからぬ事のみうちつゝきける、當家原○柳の青侍ふるきねこ  
をころすといふによりて、曩祖あんするに、後の安勢などの驗者に仰せ合され、かの靈を當家守護  
神のやしろ地より、第二のうちに勧請せられ、猫靈と號す、これによりて當家には猫をころす事  
を制すべしといひつたふるなり。

〔武江年表九〕嘉永五年壬子、淺草花川戸の邊に住る一老嫗、猫を畜て愛しけるが、年老て活業もす  
すます、貧にして他の家に寄宿して、餘年を送らんとせし時、その猫に暇を與へなく、他家へ  
趣しが、其夜の夢中に、かの猫告ていふ、我かたちを造らしめて祭る時は福徳自在ならしめんと  
教へければ、さめて後その如くしてまつる、夫よりたつきを得て、もとの家に住居しけるよし、他人  
此噂を聞いて、次第にこの猫の造り物を借てまつるべきよしをいひふらしければ、世に行れて、  
いくらともなく今戸焼と稱する泥塑の猫を造らしめ、これを貸す、かりたる人は、布團をつくり  
供物をそなへ、神佛の如く崇敬して、心願成就の後、金銀其外色々の物をそへて返す、其郷は淺草